

予算常任委員会産業生活分科会

(平成25年2月21日)

山本里香委員長

おはようございます。

緊急に会議を開いていただくことになりました。お集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまより、予算常任委員会産業生活分科会ということで開かせていただきます。

11月の定例月議会の予算全体会において、農業土木災害復旧工事における農業用施設に係る災害復旧のあり方について、理事者のほうから受益者負担を軽減する方向で見直しを行い、本件の増嵩申請の結果が出る来年1月から2月ごろ、今のことですけれども、議会へ報告をしたいとの答弁がありました。その件につきまして、本日一般質問の終了後、予算全体会が開催されることとなっておりますが、本件について理事者より報告がそのときに行われますが、前段として当分科会にて報告をしたいということになりましたので、本日お集まりをいただいております。

それでは、資料の配付がありますが、理事者のほうより説明をお願いします。まずは、部長さんから一言をお願いします。

清水商工農水部長

おはようございます。

本当に忙しいときに、こういう会議を持っていただきましてありがとうございます。きょうの資料は、本当に今委員長さんのほうから言っていたとおりでございます。今からご説明させていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。

山本里香委員長

それでは、伊藤課長、お願いします。

伊藤商工農水部参事兼農水振興課長

おはようございます。農水振興課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました予算常任委員会資料の一番下、資料 となっている部分を見てください。

めくっていただきまして、1ページのところに、暫定法による農地・農業用施設災害復旧事業にかかる地元負担金（率）の見直しというふうにさせていただいております。

先ほど委員長からご説明ありましたように、11月議会において農地・農業用施設の災害普及についての受益者負担を軽減する方向で見直しを行うという形のご報告させていただきます。

1ページをごらんください。

二つ、図というか絵がありますけれども、まず、1番目のほうが、農地災害復旧、これは水田とか畑の、要は田面が流れたり崩れたりした場合の部分でございます。あと、2番目のほうにつきましては、農地・農業用施設災害復旧費、井堰、附属施設等の部分でございます。基本的に、1番の農地災害復旧につきましては国の基本補助率が50%、2番目の農地・農業用施設については基本補助率が65%という形になっております。

そうした上で、一番下にちょっと字が書いてありますが、市費及び地元負担金というのは、全体事業費からもちろん国補を引いたもので、国補を引いたものであるという形で、今回、改正前というような形で書かせていただいておりますが、地元負担金につきまして、農地の場合については、国補の50を除いた50%の分について、それを4分の1と4分の3、市費が4分の3、地元負担金4分の1という形で従前はさせていただいております。同じく農業用施設につきましては、国補の65%を除いた残りの35について、4分の1、4分の3というような形で、分担というような形をお願いをしておりました。

今回11月議会のほうでも、予期せぬ災害というような形のものについての負担を軽減というような形でさせていただくような形で検討させていただきました結果、改正後という形で右側に書かせていただいておりますが、農地災害復旧費につきましては、市費の、50%分のそれぞれ8分の7を市費、8分の1を地元負担金、また、農業用施設災害復旧につきましては、市費の、全体の35%のうちの8分の7を市、地元負担金を8分の1という形で、結果的に地元負担金を半分にさせていただくような形で今回見直しをさせていただきたいということで、今回会議を開いていただいたというところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

山本里香委員長

これだけで進めますか。

伊藤商工農水部参事兼農水振興課長

ちなみに、資料のほうでは、参考といたしまして2ページのところに、今回話題になりました内部川の小古曾の横井井堰の関係の災害復旧について、参考資料としてつけさせていただいております。

こちらの関係は、2月補正予算で追加計上させていただく形で予算を上げさせていただいております。お願いしております。

この中で、全体事業費が11月の時点は災害査定前ということで、1000万という形で概算を上げさせていただいておりますが、災害査定を受けた結果、一部大型土のうによる施工を考えていたところが、矢板を打つ必要があるということで800万円が増額したというような形で、1807万6000円で予算要求というような形でさせていただいております。なお、こちらについては、11月に上げたものを、市単、単独災害というふうに上げてありますが、全部落とした上で、新たに補助災害という形で上げさせていただくという形になります。

こちらの表を見ていただきますと、負担前ということで、これは農地・農業用施設ですので、井堰のほうですので基本補助率が65%、それに対して、残りの分に対して市費が4分の3、それから、地元負担金が4分の1というような形で改正前はなるのですが、改正後につきましては、これが、市費と地元負担金の部分がそれぞれ8分の7、8分の1という形になりますので、地元負担金が79万というような形の数字になっております。

なお、今回、11月にご報告申し上げたように、補助率の増嵩という形で、補助率を上げるような形で国のほうに働きかけをさせていただきまして、最終的に一番右のところの国の補助率が89.7%までいただけるということになりました。その結果、残りの部分について、この改正後の数字を当てはめさせていただくと、地元負担金が23万2000円と、それから、市費のほうは162万9250円というような形になります。

なお、3ページのところには、今回800万増額したということで、その部分の図面をちょっとつけさせていただきました。この図面のほうなんですけれども、よろしいでしょうか。

当初、大型土のうを使うというふうな形のことを考えておりました部分が矢板になったということで、この図面でいきますと、一番井堰側というか、左岸側といいますか、そちらの部分の川の中の工事のところ、工事するために土のうを置いて水が入ってこないよう

にして工事をするという形で、全部土のうで考えておったわけなんですけれども、水量も多いところということですので、矢板を打つという形で800万を増額させていただいたということで、この図面をつけさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

山本里香委員長

補足ということで、部長。

清水商工農水部長

今課長のほうから、11月では1000万の補正を上げて、今回それを落として査定後1800万ということで、この1800万については、この追加の補正予算で上げさせていただいていきますので、まことに議決をいただいている中での1800万を前提にした想定資料でございますので、そこだけをご了解いただきたいと思いますので。済みません、よろしくお願いいたします。

山本里香委員長

それでは、今部長からも補足がありました。今回資料がわかりやすいように、横井井堰のことが発端となってこのことになっておりますので、ついておりますが、横井井堰の増嵩、あるいはそれにかかわる予算については、補正予算審議のときにさせていただく、ご意見はあるかもしれませんが、させていただくということで、2ページの要領の改正というものの割合、このことについて説明を受けましたけれども、委員の皆さん方から、これは皆さんの声を受けての改正ということの提案ですが、いかがでしょうか。

伊藤 元委員

おはようございます。

今回、この件につきまして、非常に大変な努力をしていただいたんやなというふうに、私は評価させていただきます。本当にありがとうございました。

やはり、通常の場合と違って、災害時というところをしっかりと加味していただいたのかなというふうに感じております。ですので、やはりこのことばかりではなくて、ほかのことに関しても、特別なそういう災害が発生したときは、こういうふうな考えでいろいろ

振り分けをしていただいて、それぞれの受益に係る人たちの負担軽減に努めていただければ、本当にありがたいかなというふうに思っております。

そういうことで、今回は本当にありがとうございました。意見として申し述べておきます。

以上です。

小林博次委員

苦情です。

これ、この水を小古曾町だけが使っているのと違って、大治田とか川尻とか、あっちのほうの水をたくさん使っていると。それと、農業者がもう激減して、町がこれを負担していると。だから、そういう話、あなた方、我々にしていないので、これ、問題じゃないのかなと。

例えば、水利権とか漁業権というのは大変な権利で、当然権利を主張するのなら義務が発生するわけやな。それは、僕はそのとおりやと思うんやけど、だけど、もう農業者が減って、実際に自治会が掃除とか負担、水路の掃除まで、年間10万も15万もかけて掃除していると。だから、実態をきちっと報告していないと、委員会に。これは、あなた方の怠慢やと。

それから、もう一点は、この堰、このままいくと壊れるよということで、直してくれという申し入れをしておるのに、あなた方、ほったらかしたんやと。そうすると、悪い見方をすると、壊れるまで放っておきゃ自己負担で直るということやわな。壊れる前に直すと、あなた方の負担なんやわな。もしくはもっと安いんやわな、これ。

だから、怠慢の部分はどうするのと。議会にはきちっとした報告をせんし、やっていることは怠慢やないのと。

山本里香委員長

小林委員、失礼しますが、先ほど、もちろんご意見として、個別のことではなくて全体にそういうこともあるという例を出していただいたんだと思いますが、2ページ、3ページの横井井堰についてのことは補正予算審議のときにご意見をいただきたいということで、まずは、1ページの全体としての要領の改正についての今ご意見をいただいているという、説明をいただいたということで、2と3はそれにかかわってということの説明だというふ

うにご理解をいただいて進めさせていただきたいと思いますが、そのことは十分含んでおいてください。

よろしいですか、それで。

小林博次委員

いやいや、災害復旧に絡んでその対応についてどうやったかということが実際には問われるわけやわね。だから、そういう話をしたので。コメントの一つもなかったは、それは納得できやんですよ。何かしゃべらなあかんやろう。

山本里香委員長

例として挙げていただいた今の具体的……。

小林博次委員

いや、例として挙げたんと違って、そういう実態をきちっと出さないと、正確な審議にはならんやろうと言うの。

山本里香委員長

ということで、割合の変更も、減額なんですけれども、実態、どこまで報告がされていたか、あるいはそのことを考えたかということで、ご答弁いただきます。

水谷商工農水部理事

水谷でございます。おはようございます。

この件につきましては、確かに、小古曽の井堰の所有者が小古曽町自治会となっております。その下にあります大治田、川尻等の農家の方は、この小古曽の水利の余り水というか、落ち水を基本的には利用しているという形でございまして、確かに、私ども説明の中でそこまで詳しく説明をしなかったことについては反省しております。まことに申しわけございませんでした。

それで、基本的にはこの井堰の管理というのが小古曽町自治会ということになっておりますので、小古曽の受益者での負担をまずはお願いしたいところで、小古曽のほうにも対応させていただいております。

それから、修繕につきまして地元から要望、上がっておりました。それで、私どもとしまして、今年度に、24年度、この実態を調査するというような回答をことしの土木要望をいただいた折にさせていただいたんですが、結果として今回の9月の台風でこういう結果になりましたことは、本当に申しわけなく思っております。

ただ、全体の調査をするという意識はありましたので、その点だけご理解いただきたいと思えます。

小林博次委員

申しわけないと思っておるでは、壊れたわけやから、済まんわけやな。申しわけないと思ったのは、どこに反映されておるわけや。

これ、自治会、だから、農業をやっていない人が大半なわけなんや。でしょう。水利権って農業従事者の権利なので。そうすると、水を使っていない人から負担を、たくさん取るというのはルールとしてはないと思うのや。だったら、新しくルールをつくらんとあかんと思うね、こういう場合は。あなた方の仕事やないの。

だから、100万も吹っかけられたときに、そんな、とても自治会で払えやんということで、困ったわけやろう。そんなこと、あんたら、聞いておったわけやろう。課長はどうなんや。あんた、現場の責任者やが。

伊藤商工農水部参事兼農水振興課長

議員、おっしゃるように、この井堰からとっておる水というのは、田んぼの水利に使われているという分ですので、その分については、本来水利権者というか、水利権者ではございません、農家の方にご負担いただくのが基本でございます。ただ、地元としても、それが、そこに水が流れることで環境的な部分、また、冬期についても流れるような部分で、地域の環境という部分についても役立っているというようなことのご理解のもとで、自治会のほうでというような形のことも考えていただいているのかなというふうに感じておりました。

ただ、議員がおっしゃること、おっしゃるとおりでございます。どういう形で、今回、本当に都市部の部分については農家が減っております。そうした中で水田をつくって、ただ、水がまちの中を流れるという部分については環境的な側面もあるというようなことでございますので、ご理解いただいているのかなというふうに感じておりました。



その辺については、私どもの説明が不十分な部分もあったことは感じておりますので、今後十分注意してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

小林博次委員

くどくどはやりませんけれども、それは、答弁ずれやに。今後農家が減ってくるところがあると、こういう管理がふえてくるということなんやわね。そうすると、その場合の対応をどうするのということは、やっぱり問題提起せんとあかんと思うのや。あんたの答弁やと、そんなことお構いなしやないか。それは、担当責任者としては答弁ずれや。もっときちっと、こういうことがふえれば、負担区分についてこう変更しますよというぐらいの研究はしていかなとあかんと思うんやけど、その辺はどうなんや。

伊藤商工農水部参事兼農水振興課長

その部分については、今後、委員のご意見、伺わせていただきまして、私どもの足らなかった部分だと思いますので、今後研究もさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

小林博次委員

ですよ。そういう話があって、なおかつ金を出してくれということならそれは理解するけど、あんた方、説明、入り口から全然違う説明をしておいて、実態も説明がない。それでは委員会審査にならんのやわね。委員会審査にならんのに、出してきた数字だけ納得してくれという話やから、こんなやり方は絶対だめ。

苦情になったけど、努力してもらって負担が減ったことについては、これは伊藤委員も指摘されたみたいに、ご苦労さんでしたと申し上げるけど、しかし、入り口からきちっとしておったら、こんな問題にはなっていないんやから、あんた方の責任は大きいと。

以上。

山本里香委員長

今ご意見をいただきました、この率の問題とは別に、事前説明やら実態把握やら、そしてまた、特別な事情とかそういうことの、周辺のことをきちんとしなければいけないということのご意見をいただいたということで、この率について、ほかに。率の改正について。

森 智広委員

このプロセスなんですけど、率を改正するには、議会の議決、何か要るんですか。

山本里香委員長

そのことについて、説明をお願いします。

伊藤商工農水部参事兼農水振興課長

こちらのほうにつきましては、今現在、負担率につきましては、私どもの土地改良の地元負担金の実施要領という形で定めさせていただいて、その中で運用させていただいておりますので、今回もその実施要領を改正させていただくという形でさせていただきたいと考えております。

その上で、今回、こういうような率になっていたということの説明をもさせていただきたいというようなことで、今回持たせていただいた部分です。

森 智広委員

じゃ、きょうは報告ということによろしいんですね。

伊藤商工農水部参事兼農水振興課長

こういう形にさせていただきたいという形の報告というふうをお願いいたします。

森 智広委員

あと一点なんですけど、これ、予算額なんですけど、分担しますけど、例えば、結果として何か減額された場合、本当にかかった費用が2割ぐらい下がった場合というのは、全体が2割下がっていくんですか。地元負担、市負担、県負担が全部2割下がるということですか。

伊藤商工農水部参事兼農水振興課長

全体事業費が下がりますので、それぞれの負担についてそれぞれが下がっていくという形になります。

森 智広委員

大丈夫です。

山本里香委員長

それでは、きょうは説明を受けておりますけれども、このことについて、皆さんのご意見、いろいろ、二、三出ましたけれども、そういうふうに進めていただいていいということでもよろしいでしょうか。きょうの全体会で報告をされるということです。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、これにて、この件について終わりたいと思います。ありがとうございました。

9 : 5 0 閉議